



初夏を思わせる陽気になりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 「化学物質管理セミナー キャラバン 2015(化管法に基づくSDS及びラベル作成)」の講演資料公開(経済産業省)

4月1日、経済産業省は「化学物質管理セミナー キャラバン 2015(化管法に基づくSDS及びラベル作成)」の講演資料を公開した。 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2015/caravan2015_SDS.pdf

② 加熱時に生じるアクリルアミドに関連する情報

4月5日、食品安全委員会は平成23年3月31日に開催した第376回会合で評価を行うと決定した加熱時に生じるアクリルアミドについて、第601回会合においてその評価結果を公開した。

<https://www.fsc.go.jp/osirase/acrylamide1.html>

③ 非意図的にポリ塩化ビフェニルを含有する可能性がある有機顔料の輸入等について(厚生労働省、経済産業省、環境省)

4月8日、三省は有機顔料の輸入事業者から、一部の商品(有機顔料)に非意図的にポリ塩化ビフェニル(PCB)が国際的な基準(50ppm)を超えて含有していた可能性のある旨の報告を受け、当該事業者に対し当該有機顔料の輸入及び出荷を停止するとともに出荷先の在庫を回収する等の行政指導をしたと公表した。今後、50ppm超のPCBを含有する有機顔料が判明した場合は、同様の行政指導が行われるとともに随時公表される。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160408002/20160408002.html>

④ 平成28年度化学物質のリスク評価検討会(遺伝毒性評価ワーキンググループ)について(厚生労働省)

4月27日、厚生労働省は、「平成28年度化学物質のリスク評価検討会(遺伝毒性評価ワーキンググループ)」について、第2回ワーキンググループを開催した。議題は平成28年度に実施するスクリーニング試験の物質選定について等である。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000121797.html>

海外動向

① CLP実施規則による有害混合物の毒性センターへの届出義務について(欧州化学品庁:ECHA)

CLP 実施規則(ドラフト)において、市場に有害な混合物(hazardous mixtures)を上市する輸入者及び川下ユーザーには、今後、加盟国の毒性センターに届け出る責任が生じる。本届出の方法は、欧州化学品庁(ECHA)が管轄する新毒性センターのウェブサイトを利用できる新しいオンラインツール及びそのフォーマットを用いることになる。なお、新しいオンラインツール及びフォーマットの整備は、CLP 実施規則が発効される本年後半の予定である。

http://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/new-online-tools-for-submitting-information-to-poison-centres

② トリクロロエチレンの重要新規利用規則(米国環境保護庁:EPA)

4月8日、米国 EPA は、トリクロロエチレンの重要新規利用規則(Trichloroethylene; Significant New Use Rules: SNUR)を公表した。

<https://www.federalregister.gov/articles/2016/04/08/2016-08152/trichloroethylene-significant-new-use-rule>

特集 ⑤⑦ : やさしい化学物質規制動向シリーズ「TSCA」

先月号から、各国の化学物質規制関連について特集しています。今月号は米国の「有害物質規制法 (Toxic Substance Control Act; TSCA)」です。

TSCAは、米国環境保護庁 (Environmental Protection Agency; U.S.EPA) が所管している有害な化学物質による人の健康又は環境への影響の悪影響を防止することを目的とした連邦法です。1976年に制定され、1977年に発効されました。日本の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)」に相当するTSCAは、米国において工業化学物質の製造、輸入、使用等を規制し、化学物質管理の基礎となる法律です。

法律制定時に既に流通していた化学物質と1975年以降に新規登録された物質は、「TSCAインベントリー」に記載されており、その数は約8万5千物質にのぼります。この「TSCAインベントリー」に記載されていない物質を米国で製造、輸入する場合には、新規化学物質として製造、輸入の90日前までに「製造前届出 (PMN; Pre Manufacture Notification)」を行う必要があります (下図参照)。

PMNの対象 ; 製造輸入量が10トン/年を超える新規化学物質又はポリマー

PMNの適用を受けないもの

- ◆ 研究開発用の少量物質
- ◆ 輸出専用品
- ◆ 不純物、副生物、単離されない中間体
- ◆ TSCA インベントリー記載物質 (既存化学物質)

PMNが免除されるもの

- ◆ ポリマー免除要件を満たすポリマー
- ◆ 試験販売用のみの物質
- ◆ 製造輸入量が10トン/年以下の物質
- ◆ 環境への放出又は人へのばく露が低い物質

図 TSCA の対象

お知らせ

○「化学物質の安全データシート (SDS) 作成実務～ミニ演習で GHS 分類と SDS 作成を理解する～」セミナーの開催

5月25日(水)、江東区産業会館(東京)において開催されるセミナー「化学物質の安全データシート (SDS) 作成実務～ミニ演習で GHS 分類と SDS 作成を理解する～」で吉川治彦職員が講師を務めます。

http://www.johokiko.co.jp/seminar_medical/AA160591.php

○化学物質管理ミーティング 2016 への出展

8月25日(木)、26日(金)にパシフィコ横浜で開催される化学物質管理ミーティング 2016 へ出展します。法規制対応等の化学物質管理について、試験・分析・評価の専門的な立場からサポートする業務を紹介する予定です。具体的な内容は次号以降でお知らせします。 <http://www.cdsympo.com/cm2016/>



ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 **化学物質評価研究機構**
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F
安全性評価技術研究所 研究第二部
Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井 (聡)、菊野、林)
URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp